

会計年度任用職員の勤務時間・休暇等一覧

令和7年4月1日時点

休暇制度等	会計年度任用職員																																																											
	制度の有無	給与	取得要件 (常勤職員と異なる場合に記載)	付与日数																																																								
育児時間	○	無給	—	産後休暇期間終了日の翌日から1年 1日に2回それぞれ45分以内(通算90分の取得も可能。父母合わせて90分以内)	45分単位																																																							
育児短時間勤務	×	—	—	—	—																																																							
勤務時間 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限及び時間外勤務の免除・制限の取り扱い	○	—	—	—	—																																																							
介護時間	○	無給	1日の勤務時間が6時間以上の勤務日がある会計年度任用職員のうち、①又は②に該当する者 ①1週間の勤務日が3日以上とされている職員 ②週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの	連続する3年の期間内で必要と認められる期間 1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(最長2時間)	15分単位																																																							
年次有給休暇	○	有給	6月以上の任期が定められている者(※)が対象。ただし、1年間の所定勤務日数が47日以下の場合、年次有給休暇を付与しない。 ※6月未満の任期であっても、当該任期中に継続勤務期間が6月に至る場合も含む。	任用開始日において、下表のとおり付与する。 <table border="1"> <tr> <td>一週間の勤務時間</td> <td>29時間以上</td> <td colspan="4">29時間未満</td> </tr> <tr> <td>一週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>一年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日~216日</td> <td>121日~168日</td> <td>73日~120日</td> <td>48日~72日</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">継続勤務期間</td> <td>1年未満</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>11日</td> <td>8日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>14日</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>5日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>16日</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>18日</td> <td>13日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> </tr> </table> <p>※1週間の勤務日の日数が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が29時間以上である者については、1週間の勤務日の日数を5日とみなす。 ※週の期間によって勤務日が定められている者については1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている者については1年間の勤務日の日数に応じて上表のとおり付与する。 <残日数について> 会計年度任用職員以前の任期に付与された年次有給休暇の残日数は、継続勤務とみなされる場合に限り、20日を上限に、前年度から繰越し可能とする。 <勤務年数について> 会計年度任用職員以前の勤務と会計年度任用職員としての勤務が継続勤務とみなされる場合は、付与日数を算定する際の年数に、会計年度任用職員以前の勤務年数を通算する。</p>	一週間の勤務時間	29時間以上	29時間未満				一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日	継続勤務期間	1年未満	10日	7日	5日	3日	1日	1年	11日	8日	6日	4日	2日	2年	12日	9日	6日	4日	2日	3年	14日	10日	8日	5日	2日	4年	16日	12日	9日	6日	3日	5年以上	18日	13日	10日	6日	3日	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)
一週間の勤務時間	29時間以上	29時間未満																																																										
一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日																																																							
一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日																																																							
継続勤務期間	1年未満	10日	7日	5日	3日	1日																																																						
	1年	11日	8日	6日	4日	2日																																																						
	2年	12日	9日	6日	4日	2日																																																						
	3年	14日	10日	8日	5日	2日																																																						
	4年	16日	12日	9日	6日	3日																																																						
	5年以上	18日	13日	10日	6日	3日																																																						
特別休暇	健康支援休暇	○	無給	—	必要と認められる日数	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																																						
	出生サポート休暇	○	有給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。	一の年度において5日(体外受精・顕微授精に係る場合は10日)	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																																						
	産前休暇	○	有給	—	出産予定日以前8週間	1日																																																						
	産後休暇	○	有給	—	出産日翌日から8週間	1日																																																						
	妊娠障害休暇	○	無給	—	6日	1日																																																						
	出産補助休暇	○	有給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。	3日	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																																						
	育児参加休暇	○	有給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。	<table border="1"> <tr> <td>一週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>一年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日~216日</td> <td>121日~168日</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> </tr> </table>	一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	付与日数	5日	4日	3日	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																										
一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日																																																									
一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日																																																									
付与日数	5日	4日	3日																																																									
休暇	結婚休暇	○	有給	—	<table border="1"> <tr> <td>一週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>一年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日~216日</td> <td>121日~168日</td> <td>73日~120日</td> <td>48日~72日</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>7日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> </table>	一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日	付与日数	7日	6日	4日	3日	1日	1日																																				
	一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日																																																						
	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日																																																						
付与日数	7日	6日	4日	3日	1日																																																							
忌服休暇	○	有給	—	親族別日数(4親等まで)	1日																																																							
年次祭し休暇	×	—	—	—	—																																																							

休暇制度等		会計年度任用職員																																						
		制度の有無	給与	取得要件 (常勤職員と異なる場合に記載)	付与日数					付与単位																														
特別 休暇	夏季休暇	○	有給	6月以上の任期が定められている者が対象。	<table border="1"> <tr><td>一週間の勤務日の日数</td><td>5日以上</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr> <tr><td>一年間の勤務日の日数</td><td>217日以上</td><td>169日~216日</td><td>121日~168日</td><td>73日~120日</td><td>48日~72日</td></tr> <tr><td>6月1日現在在職する職員</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr> <tr><td>6月2日から7月1日までの間の採用者及び復職者</td><td>3日</td><td>2日</td><td>2日</td><td>1日</td><td>1日</td></tr> <tr><td>7月2日から8月1日までの間の採用者及び復職者</td><td>1日</td><td>1日</td><td>1日</td><td></td><td></td></tr> </table>	一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日	6月1日現在在職する職員	5日	4日	3日	2日	1日	6月2日から7月1日までの間の採用者及び復職者	3日	2日	2日	1日	1日	7月2日から8月1日までの間の採用者及び復職者	1日	1日	1日			1日(1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)				
	一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日																																		
	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日																																		
	6月1日現在在職する職員	5日	4日	3日	2日	1日																																		
	6月2日から7月1日までの間の採用者及び復職者	3日	2日	2日	1日	1日																																		
7月2日から8月1日までの間の採用者及び復職者	1日	1日	1日																																					
			6月未満の任期であって、右表基準日時点で6月以上の継続勤務に達した者が対象。	<table border="1"> <tr><td>一週間の勤務日の日数</td><td>5日以上</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr> <tr><td>一年間の勤務日の日数</td><td>217日以上</td><td>169日~216日</td><td>121日~168日</td><td>73日~120日</td><td>48日~72日</td></tr> <tr><td>基準日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6月1日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr> <tr><td>6月2日から7月1日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>2日</td><td>1日</td><td>1日</td></tr> <tr><td>7月2日から8月1日</td><td>1日</td><td>1日</td><td>1日</td><td></td><td></td></tr> </table>	一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日	基準日						6月1日	5日	4日	3日	2日	1日	6月2日から7月1日	3日	2日	2日	1日	1日	7月2日から8月1日	1日	1日	1日		
一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日																																			
一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日																																			
基準日																																								
6月1日	5日	4日	3日	2日	1日																																			
6月2日から7月1日	3日	2日	2日	1日	1日																																			
7月2日から8月1日	1日	1日	1日																																					
社会貢献活動休暇	×	—	—	—	—	—																																		
子の看護等休暇	○	無給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。	中学校就学始期まで。 一の年度において5日(子が2人以上の場合は10日)	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																			
育児部分休暇	×	—	—	—	—																																			
短期の介護休暇	○	無給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。	一の年度において5日(被介護者が2人以上の場合は10日)	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																			
介護休暇	○	無給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。	通算93日以内(3回まで分割可)	1日、1時間又は45分 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																			
病気休暇	○	有給	6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く)	<table border="1"> <tr><td>一週間の勤務時間</td><td>29時間以上</td><td colspan="4">29時間未満</td></tr> <tr><td>一週間の勤務日の日数</td><td>5日以上</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr> <tr><td>一年間の勤務日の日数</td><td>217日以上</td><td>169日~216日</td><td>121日~168日</td><td>73日~120日</td><td>48日~72日</td></tr> <tr><td>付与日数</td><td>10日</td><td>7日</td><td>5日</td><td>3日</td><td>1日</td></tr> </table> <p>※1週間の勤務日の日数が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が29時間以上である者については、1週間の勤務日の日数を5日とみなす。</p>	一週間の勤務時間	29時間以上	29時間未満				一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日	付与日数	10日	7日	5日	3日	1日	1日 (特別の事情がある場合は、15分単位)											
一週間の勤務時間	29時間以上	29時間未満																																						
一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日																																			
一年間の勤務日の日数	217日以上	169日~216日	121日~168日	73日~120日	48日~72日																																			
付与日数	10日	7日	5日	3日	1日																																			
休業・ 休職	育児休業	○	無給	① 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。 ② 次に掲げるいずれかの日までに任期(再度の任用をする可能性がある場合は、再度任用後の任期)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこと。 ・子が1歳6か月に達する日(子が1歳6か月から2歳に達する日まで育児休業をする場合は、2歳に達する日) ・子の出生後8週間以内に育児休業を取得する場合は、当該期間の末日から6月を経過する日	産後休暇が終了した日の翌日(男性職員については子の誕生日)から子が1歳に達する日まで	1日																																		
	育児部分休業	○	無給	1週間の勤務日が3日以上であること、又は1年間の勤務日が121日以上であり、かつ1日の勤務時間が6時間以上の勤務日があること	子が3歳に達する日まで 1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(最長2時間)	15分単位																																		
	高齢者部分休業	×	—	—	—	—																																		
	配偶者同行休業	×	—	—	—	—																																		
	自己啓発休業	×	—	—	—	—																																		
	病気休職	○	無給	—	任期の範囲内	1月以上																																		